

# 消費生活用製品安全法等の一部を 改正する法律の概要 (乳幼児用玩具の規制について)

令和7年8月

経済産業省 大臣官房 産業保安・安全グループ  
製品安全課

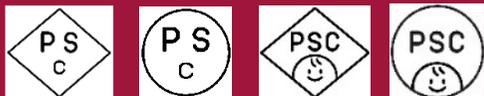
# 消費生活用製品安全法の概要

- 消費生活用製品安全法は、一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生を防止し、一般消費者の利益を保護する手段として、3つの制度を制定。

## 法の3本柱

### 1. PSCマーク制度

(特定の製品の製造、輸入及び販売を規制)



### 2. 長期使用製品安全点検制度

(経年劣化製品の適切な保守を促進)



### 3. 製品事故の報告・公表制度

(製品事故に関する情報の収集及び提供等)



nite National Institute of Technology and Evaluation  
独立行政法人 製品評価技術基盤機構

## 法の構成 (章・節)

### 第一章 総則

### 第二章 特定製品

- 第一節 基準並びに販売及び表示の制限
- 第二節 事業の届出等
- 第三節 検査機関の登録
- 第四節 国内登録検査機関
- 第五節 外国登録検査機関
- 第六節 危害防止命令等

### 第二章の二 特定保守製品等

- 第一節 特定保守製品の点検その他の保守に関する情報の提供等
- 第二節 特定保守製品の点検その他の保守の体制の整備
- 第三節 経年劣化に関する情報の収集及び提供

### 第三章 製品事故等に関する措置

- 第一節 情報の収集及び提供の責務
- 第二節 重大製品事故の報告等
- 第三節 危害の発生及び拡大を防止するための措置

### 第四章 雑則

### 第五章 罰則

### 附則

# 消費生活用製品安全法の体系

- 政令（施行令）で対象製品を指定、省令で事業者が遵守すべき技術上の基準を規定。
- 技術基準の解釈、表示の具体的な方法などについて、通達により例示。

法律

## 消費生活用製品安全法

消費生活用製品の製造・輸入・販売時（販売規制）、使用時（経年劣化対策）及び事故発生時（事故拡大防止）の各段階における規制内容等を規定。

政令

## 消費生活用製品安全法施行令

**特定製品の指定**、重大製品事故の定義、都道府県又は市が処理する事務、権限委任等を規定。

省令

## 消費生活用製品安全法施行規則

法令等違反行為を行った者の氏名等の公表方法、意見を述べる機会の供与等を規定。

## 経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令（技術基準省令）

**特定製品・子供用特定製品の技術上の基準、子供用特定製品の使用年齢基準、型式の区分、検査設備等**を規定。

## 特定輸入事業者の輸入に係る特定製品関係報告規則

国内管理人の定期報告、契約解除等の報告等を規定。

通達

## 消費生活用製品安全法特定製品関係の運用及び解釈について

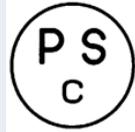
**特定製品・子供用特定製品の対象範囲、技術上の基準の解釈、子供用特定製品の使用年齢基準の解釈等**を規定。

消費生活用製品安全法の法律・政令・省令・通達（日本語）

<https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/act.html>

# 乳幼児用玩具の対象追加

- 2024年12月、乳幼児用玩具（3歳未満向け玩具）と乳幼児用ベッドを子供用特定製品に指定。

	特定製品の区分	必要なマーク
特別特定製品	携帯用レーザー応用装置（※レーザーポインター等） 浴槽用温水循環器 ライター（※全部又は一部がプラスチック製）	
特別特定製品以外の特定製品	家庭用の圧力なべ及び圧力がま 乗車用ヘルメット（※バイク用） 登山用ロープ 石油給湯機 石油ふろがま 石油ストーブ 磁石製娯楽用品（※マグネットセット） 吸水性合成樹脂製玩具（※吸水性ボール）	
特別特定製品かつ 子供用特定製品	<b>乳幼児用ベッド</b>	 ※2027年3月までは経過措置期間として、  を付すことでも販売可能。
特別特定製品以外の子供用特定製品	<b>乳幼児用玩具（3歳未満向け玩具）</b>	

2024年12月  
指定

## <改正消費生活用製品安全法>

第2条（略）

- この法律において「特定製品」とは、消費生活用製品のうち、構造、材質、使用状況等からみて一般消費者の生命又は身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品で政令で定めるものをいう。
- （略）
- この法律において「子供用特定製品」とは、特定製品のうち、主として子供の生活の用に供される製品であつて、その使用方法の表示その他の子供の生命又は身体に対する危害の発生を防止するための表示が必要であると認められるものとして政令で定めるものをいう。

## <消費生活用製品安全法施行令>

別表第1

- 乳幼児用ベッド（主として家庭において出生後二十四月以内の乳幼児の睡眠又は保育に使用することを目的として設計したものに限るものとし、揺動型のものを除く。）
- 乳幼児用玩具（主として家庭において出生後三十六月未満の乳幼児の遊戯に使用することを目的として設計したものに限る。）

# 製品の販売までの流れ

- ・国内管理人の選任（法第6条第2号）
- ・損害賠償措置（法第6条第5号）

製造・輸入事業の届出（法第6条）

【届出事業者】※**子供用特定製品のみ**  
使用に適した年齢・注意文言の表示（法第12条の2）

- 【届出事業者】
- ・自主検査の実施及びその記録の作成・保存（法第11条第1項及び第2項）
  - ・自主検査記録の写しの提供（法第11条第3項）

- 【国内管理人】
- ・自主検査記録の写しの保存（法第11条第3項）

PSCマークの表示（法第13条）



販 売



# 各種届出の電子申請手続について（再掲）

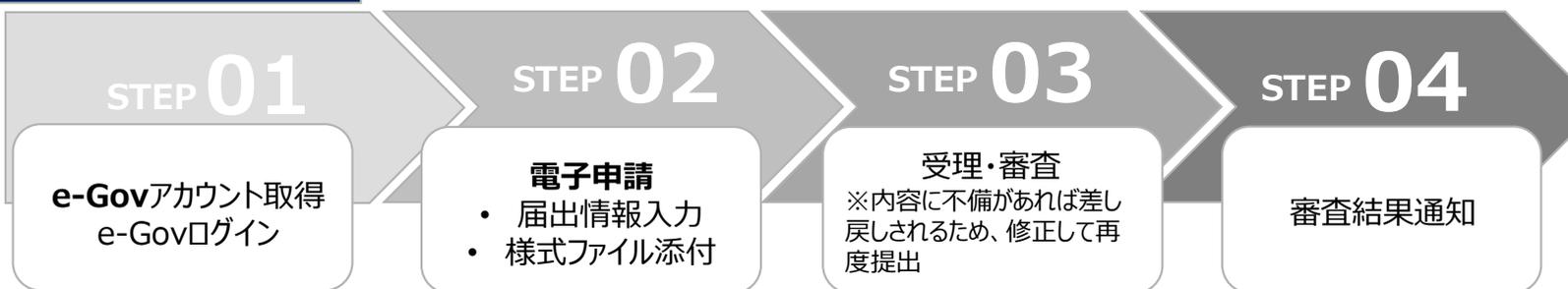
- 製品安全4法における各種届出の電子申請について、海外事業者も利用可能にするべくシステム構築中。
- 電子申請の手続きを行う際には、以下の3種類のいずれかにて手続きを行うことを想定。
  - ① 海外事業者によるe-Govを通じた電子申請
  - ② 海外事業者によるメール等を用いた電子申請
  - ③ 日本国内の代理人による保安ネットを通じた代行申請

## ① e-Gov電子申請の場合

e-Gov : <https://shinsei.e-gov.go.jp/>



海外事業者



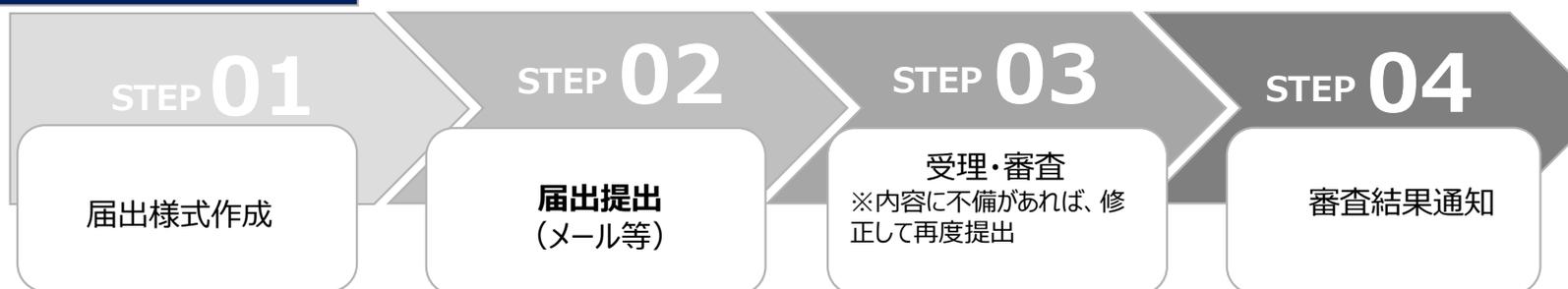
届出完了

## ② メール等を用いた場合

提出先：経済産業局又は経済産業省製品安全課



海外事業者



届出完了

## ③ 保安ネットの場合（代行申請）

保安ネット : <https://gbiz-id.go.jp/oauth/login>

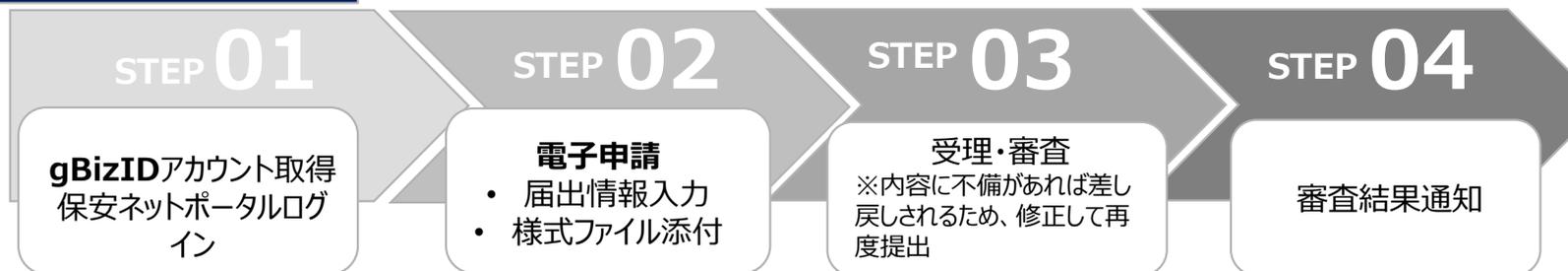


代行依頼



日本国内の代理人

海外事業者



届出完了

# 技術基準への適合義務

- 「技術基準」は、特定製品ごとに、一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生を防止するために定められるもの。
- 届出事業者は届出に係る型式の製品について技術基準への適合が求められる。
- 製品ごとの詳細は技術基準省令の「別表第1」を、運用と解釈は解釈通達の「別表」を参照。
- 特定製品の技術基準への適合は、自主検査により確認（※特別特定製品は登録検査機関による適合性検査が必要）

## 技術基準省令 別表第一の構成（例）

特定製品の区分	技術上の基準
1. 家庭用の圧力なべ及び圧力がま	1 （1）本体とふたの着脱は円滑であること。 ・ ・

## 解釈通達別表の構成（例）

特定製品の区分	技術上の基準	解釈
1. 家庭用の圧力なべ及び圧力がま	1 （1）本体とふたの着脱は円滑であること。 ・ ・	1（1）本体とふたとの取り付けの操作により確認すること。 イ スライド方式のものにあつては、はめ合わせを示す印及び解放を示す印のそれぞれの位置までスライドさせたとき、著しい力を加えずに着脱できること。 「スライド方式」とは、...

# 検査記録の作成・保存、国内管理人への写しの提供

- 届出事業者は、技術基準への適合性に関する自主検査を実施し、検査記録（形式自由）を作成・保存（3年間）し、必要に応じて例示、説明できるようにしておくことが必要。
- 具体的な検査の実施は任意の第三者機関に委託することも可能だが、検査報告書を活用して事業者が自ら技術基準への適合性を確認することが重要。
- 検査記録は、自社で保存するだけでなく、写しを国内管理人に提供することが必要。

## 検査記録に記載すべき事項（技術基準省令第14条第2項）

- ・ 特定製品の区分並びに構造、材質及び性能の概要
- ・ 検査を行った年月日及び場所
- ・ 検査を実施した者の氏名
- ・ 検査を行った特定製品の数量
- ・ 検査の方法
- ・ 検査の結果

# (参考) 登録検査機関における特別特定製品の適合性検査の方法

- 登録検査機関における技術基準の適合性検査の方法は、技術基準省令第19条において、「技術基準への適合を確認するために適切と認められる方法」とされている（詳細は各登録検査機関による）

○特別特定製品（同一型式製品について、下記検査の証明書（又は「同等なもの」）

○試験用の特別特定製品及び工場・事業場における検査設備・品質管理

試験用の特別特定製品：サンプル試験による

検査設備：（携帯用レーザー応用装置の例）

検査設備	技術上の基準
電圧試験設備	電圧計（測定精度1mV～10V）を備えていること
波長試験設備	波長測定装置（測定精度 1 nm以上かつ400-700nmの波長を測定可能な波長計（パルスレーザーの場合は分光計）を備えていること
光パワー試験設備	光パワーメータ（400-700nmの波長を測定可能、測定精度10nW以上。パルスレーザーの場合はパルスの周波数に相当する感度を有しているもの）を備えていること

品質管理：（共通）

事項	技術上の基準
製品検査	製品の検査に関する規程が整備され、それに基づき検査が適切に行われていること
検査設備管理	検査設備の管理に関する規程が整備され、それに基づき検査設備の管理が適切に行われていること
資材の受入れ及び製造管理	資材の受入れ及び製造の管理に関する規程が整備され、それに基づき資材の受入れ及び製造の管理が適切に行われていること
製造設備管理	製造設備の管理に関する規程が整備され、それに基づき製造設備の管理が適切に行われていること
組織及び責任と権限	品質に影響する業務を管理し、実行し、又は検証する役職者の責任及び権限の分担が明確にされていること

# マークや警告等の表示

- 技術基準への適合（国内管理人に関する事項を含む）を確認できた製品については、PSCマークを表示することにより、販売が可能となる。
- PSCマークの大きさは不問。データ（jpg形式）は、経済産業省ウェブサイトから取得。  
（線の太さ、縦横の比率、角度等は技術基準省令別表により規定。）
- 乳幼児用玩具の場合、子供PSCマークや事業者の名称に加え、以下を日本の消費者にわかりやすく（≒日本語で）表示することが必要。（技術基準省令別表第2の2、後述）
  - 対象年齢
  - 保護者が見守る旨
  - 区分ごとの注意事項（水中で使用される玩具の例：乳幼児が立つことができる深さの水の中で使用する旨）

（イメージ）



〇〇株式会社

<対象年齢> 1～3歳



- 保護者の目の届く安全な場所で遊ばせてください。
- お子様が立つことができる深さの水の中で使用してください。

子供PSCマークのjpgデータ

[https://www.meti.go.jp/product\\_safety/kodomo/images/marukodomopsc.jpg](https://www.meti.go.jp/product_safety/kodomo/images/marukodomopsc.jpg)

消費生活用製品安全法 法令業務実施ガイド（日本語）P.25～

<https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/contents/20250328gaido.pdf>

# 略称（記号）表示申請・登録商標届出

- PSCマークとは別に、事業者の氏名または名称を、製品の外面の見やすい箇所等に、容易に消えない方法により表示する必要がある（技術基準省令別表第1、解釈通達別表）
- 「事業者の氏名又は名称」は、予め経済産業大臣の承認を受けた略称、記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標に代えることが可能。
- 略称（記号）表示申請は「（様式第16）略称（記号）表示承認申請書」を特定製品の区分ごとに経済産業省製品安全課に提出。**※紙媒体（郵送）のみ**
- 登録商標表示届出は「（様式第17）登録商標表示届出書」に、商標登録通知書、商標登録証、登録簿謄本のうちいずれかの1つの写しと、商標公報の写しを添付の上、添付経済産業省製品安全課に提出。

## ＜略称（記号）表示申請書＞

様式第16（別表第1関係）

略称（記号）<sup>※2</sup>表示承認申請書

年 月 日<sup>※1</sup>

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名<sup>※3</sup>  
住所  
電話番号及び電子メールアドレス

経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令の規定により届出事業者（国内登録検査機関又は外国登録検査機関）の氏名又は名称に代えて略称（記号）<sup>※2</sup>を表示することについて承認を受けたいので、次のとおり申請します。

特定製品の区分	略称又は記号 <sup>※2</sup> に代える事項	略称又は記号 <sup>※2</sup>
	〇〇株式会社	

該当しない方を  
取消線で消去  
(4カ所)

## ＜登録商標表示届出＞

様式第17（別表第1関係）

登録商標表示届出書

年 月 日<sup>※1</sup>

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名<sup>※2</sup>  
住所  
電話番号及び電子メールアドレス

経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令の規定により届出事業者（国内登録検査機関又は外国登録検査機関）の氏名又は名称に代えて登録商標を表示することについて次のとおり届け出ます。

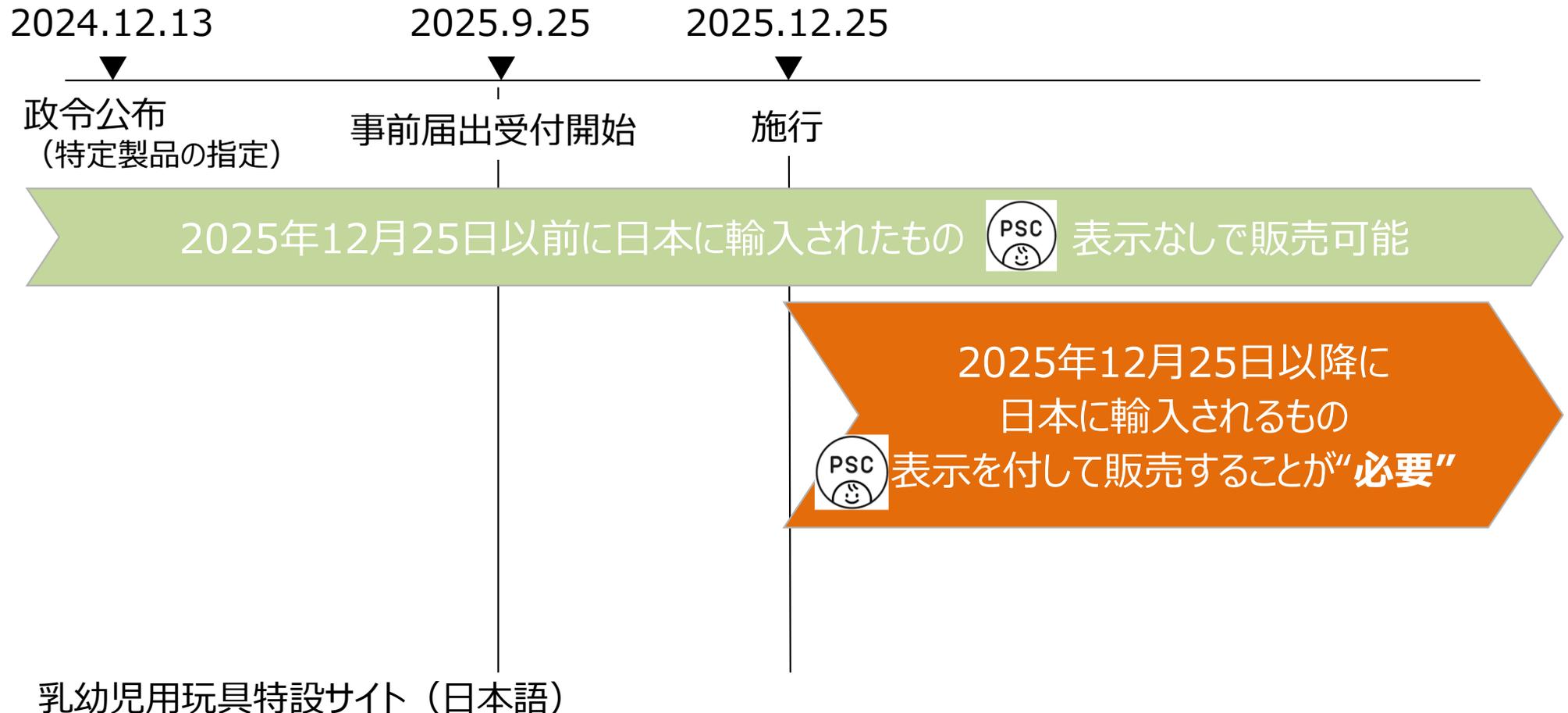
特定製品の区分	登録商標に代える事項	登録商標
	〇〇株式会社	登録番号 **** ***

消費生活用製品安全法 法令業務実施ガイド（日本語）P.58、59

<https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/contents/20250328gaido.pdf>

# スケジュール

- 改正法の施行は2025年12月25日。これよりも前に日本に輸入された乳幼児用玩具には規制を適用しない。
- 届出集中への対応として、2025年9月25日より事前の届出を受け付け、施行日において届出をしたものとみなす。
- ウェブサイトに特設コーナーを開設、FAQを掲載中（日本語）。



[https://www.meti.go.jp/product\\_safety/kodomo/gangu\\_kisei.html](https://www.meti.go.jp/product_safety/kodomo/gangu_kisei.html)

# 乳幼児用玩具の対象範囲及び技術基準について

# 「乳幼児用玩具」（3歳未満向け玩具）とは

- 乳幼児用玩具とは、
  - ①遊戯に使用することを目的として設計したもの（玩具であるもの）であって
  - ②出生後36月未満の乳幼児用のもの
- 規制の趣旨  
3歳未満の乳幼児に遊びのために与えられ、3歳未満の乳幼児が直接又は間接的に長時間接触する蓋然性が高い玩具について、当該玩具に起因する窒息や身体損傷等の危害の発生を防止するもの

## <乳幼児用玩具の規定（消費生活用製品安全法施行令別表第1）>

十三 乳幼児用玩具（主として家庭において出生後三十六月未満の乳幼児の遊戯に使用することを目的として設計したものに限る。）

### 「主として家庭において」

- **病院、保育所等で使用されるために特別に設計された乳幼児用玩具は、規制の対象外。**  
管理者（専門的な知識を有する者等）が存する施設での使用が目的のため、規制の必要はないとの趣旨によるもの。
- 他方、病院、保育所等で使用される乳幼児用玩具であっても、それが一般消費者が家庭において使用することを目的として設計されたものであれば、規制の対象とする。
- デパート等のベビー・ルーム、休憩室等において使用される乳幼児用玩具は、その使用の態様は家庭における場合と同様であるため、規制の対象とする。

### 「出生後三十六月未満の乳幼児の遊戯に使用することを目的として設計したもの」

- 出生後36月未満の乳幼児の玩具での窒息による死亡、指の挟み込みによる後遺症を残しかねない切り傷やうっ血、突き刺し等の重傷事故が繰り返し発生していることから、**特に安全を確保すべき出生後36月未満の乳幼児の遊戯に使用することを目的として設計された玩具のみを規制の対象とする。**
- したがって、通常**出生後36月以上の子供の遊戯に使用することを目的として設計された玩具は、規制の対象としない。**

# 乳幼児用玩具（3歳未満向け玩具）の範囲

- 3歳未満の遊戯に加え、他の用途にも使用できる機能を有するもの（複合品）は、以下の整理とする。
  - イ 乳幼児用玩具に該当する部分とそれ以外の部分が物理的に明確に区分できるもの
    - 乳幼児用玩具と認められる部分のみを規制の対象とする
  - ロ 乳幼児用玩具に該当する部分とそれ以外の部分が組み合わさって一体となっている製品
    - 乳幼児用の遊戯用と認められる機能を有するものは、乳幼児用玩具として規制の対象とする
    - ※ただし、デザインの一環として動物、キャラクター等のマスコット、ぬいぐるみ等が用いられているだけであって、他の用途に使用されるものであることが明らかなものについては、規制の対象とはしない。

## <複合品について>

イ 乳幼児用玩具に該当する部分とそれ以外の部分が物理的に明確に区分できるもの	
<p>(例) <u>ぬいぐるみ付きおしゃぶり</u>          →おしゃぶりは規制対象外のため、ぬいぐるみ部分のみが規制対象となる。</p>	
ロ 乳幼児用玩具に該当する部分とそれ以外の部分が組み合わさって一体となっている製品	
<b>&lt;規制対象とする&gt;</b>	<b>&lt;規制対象としない&gt;</b>
<p>(例) <u>ピアノ鍵盤付き36月未満向け絵本</u>          →純粋な書籍ではなく、乳幼児が指で押したり、音を出したりすることができる遊戯用と認められる機能を有する出生後36月未満向けの絵本</p>	<p>(例) <u>キャラクターのマスコット付き椅子</u>          →人が座る用途で使用されるものであることが明らかであり、マスコットは製品のデザインの一環として用いられていると認められるもの</p>
<p>(例) <u>ボタン・ハンドル付きベビーゲート</u>          →純粋なベビーゲートではなく、乳幼児が指で押したり、搦んで操作することができる遊戯用と認められる機能を有する出生後36月未満向けのベビーゲート</p>	<p>(例) <u>ぬいぐるみ付きポシェット</u>          →ものを入れて持ち歩く用途で使用されるものであることが明らかであり、ぬいぐるみ部分はデザインの一環として用いられていると認められるもの</p>

# 乳幼児用玩具（3歳未満向け玩具）の範囲

- 「遊戯に使用することを目的として設計したもの」には様々な製品が想定されること、解釈通達において、規制の対象にはあたらない製品の具体例を示している。

## ＜乳幼児用玩具として規制する製品に当たらないもの（解釈通達）＞

### 除外①：出生後36月未満の乳幼児に使用されることを目的として設計することが想定されないため、規制の対象としないもの

- 除外①に該当するものであっても、構造等から出生後36月未満の乳幼児の使用が意図されていると認められるもの又は出生後36月未満の乳幼児向け玩具と認められる広告、説明書等を伴うもの（※）は、規制の対象とする。  
（※）例えば、「対象年齢0歳」と表示すること、その製品で遊んでいる赤ちゃんの写真を伴う広告とともに販売すること、「赤ちゃんから遊べます」などと説明書に記載をすること等

### 除外②：出生後36月未満の乳幼児に使用されることはあり得るが、ほかの安全性に係る確認をする方が適切であると考えられるため、規制の対象としないもの

### 除外③：出生後36月未満の乳幼児に使用されることはあり得るが、その使用目的、構造等から規制の対象としないもの

- 除外②、③に該当するものは、出生後36月未満の乳幼児に使用されることはあり得るが、消費生活用製品安全法で規定する乳幼児用玩具としない。

## 除外①：3歳未満向けの設計が想定されないもの

- イ 高度なパズル（100ピース以上あるもの、絵柄がないもの等）
- ロ 凧その他骨組に布等を貼り付け風力により空に揚げるもの
- ハ スーパーボールその他弾性率が高い合成樹脂等の小球
- ニ ビー玉、おはじきその他指先ではじき当てることにより遊ぶもの
- ホ スリング、カタパルト、パチンコその他弾丸を飛ばすことにより使用するもの
- ヘ 金属の先端がついたダーツセットその他先端の鋭い発射体が用いられるもの
- ト インラインスケート、ローラースケートその他靴底に小車輪の付いたもの
- チ 出生後36月以上の一般消費者が使用することを目的として設計された模型キット、手工芸品、人形、ぬいぐるみ、バルーン、ペンライト、ストラップ、スタンプ等
- リ ビデオ玩具その他有線で又は無線でテレビ等に接続し、画像等を表示させ、コントローラー等を操作することにより遊ぶもの（モニタ、プロジェクタ、ディスプレイ等の呼称や放送受信機器の有無を問わない。ただし、出生後36月未満の乳幼児が使用することを目的として設計したと認められるコントローラー等が附属するものは規制の対象とする。）

※除外①に該当するものであっても、構造等から3歳未満の乳幼児の使用が意図されていると認められるもの又は出生後36月未満の乳幼児向け玩具と認められる広告、説明書等を伴うもの（※）は、規制の対象とする。

（※）例えば、「対象年齢0歳」と表示すること、その製品で遊んでいる赤ちゃんの写真を伴う広告とともに販売すること、「赤ちゃんから遊べます」などと説明書に記載をすること等

## 除外②：ほかの安全性に係る確認をする方が適当なもの(1/2)

イ 自転車、三輪車、四輪車、スケートボード、キックスケーターその他車輪を備え移動に使用するもの（一時的に屋外でも使用できることとされる製品であって、防水性能等の屋外での長期の使用に耐える機能が認められないものについては、移動用とは認められず、乗用玩具として出生後36月未満の乳幼児の使用を目的として設計されたものは、規制の対象とする。）

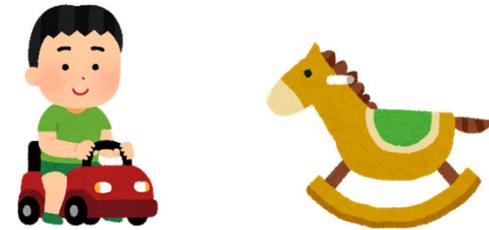
### 〈規制対象としない〉

- 自転車、三輪車、四輪車、スケートボード、キックスケーター



### 〈規制対象とする〉

- 出生後36月未満向けの乗用玩具（一時的に外で使用できるものを含む）



ロ 浮き輪、水上玩具その他浮力を利用して乳幼児の身体の全部又は一部を支えるもの（乳幼児の体に取り付ける形状であるかどうかに関わらず、ベッド、ボート等の形状で乳幼児が上に乗ることができる構造のものを含む。ただし、乳幼児が身に着ける又は上に乗るための構造が認められず、投げて遊ぶものと認められるビニールボールで、出生後36月未満の乳幼児の使用を目的として設計されたものは、規制の対象とする。）

ハ ゴーグル、シュノーケル、足ひれその他水泳を補助するために使用するもの

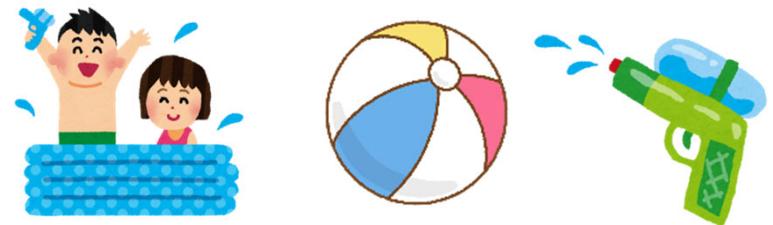
### 〈規制対象としない〉

- 浮き輪、首浮き輪、フロートベッド、アームリング



### 〈規制対象とする〉

- 出生後36月未満向けのビニールボール、プール用の玩具



ニ ぶらんこ、滑り台、ジャングルジム、鉄棒、トランポリンその他大型器具（屋内外の使用は問わず、乳幼児が全身を使ってぶら下がる、滑り落ちる等の不安定な動きをすることが想定されるものを規制の対象外とし、乳幼児が寝転んで遊ぶベビージム、上に座って遊ぶ乗用玩具等で、出生後36月未満の乳幼児の使用を目的として設計されたものは、規制の対象とする。）

## 除外②：ほかの安全性に係る確認をする方が適当なもの(2/2)

ホ 乳幼児の体に取り付け、体を預ける構造である歩行器（乳幼児が手で押すことにより遊ぶものである手押し車、ワゴン等で、出生後36月未満の乳幼児の使用を目的として設計されたものは、規制の対象とする。）

ヘ 乳幼児が吸い付くためのニップルを含む構造であるおしゃぶり（乳幼児に吸い付かせることが明らかに意図される構造であるものを規制の対象外とし、歯固めのように、乳幼児が噛むこともできるが、握る、投げる、又は音を鳴らす等の動作を促して遊ぶことに使用されることが想定されるもので、出生後36月未満の乳幼児の使用を目的として設計されたものは、規制の対象とする。）

ト 食品安全基本法（平成15年法律第48号）第2条に規定する「食品」であるもの（食品と同梱され、又は一体として販売されるものは、それだけでは食品とはみなさない。食品を除いた部分が出生後36月未満の乳幼児の遊戯に使用することを目的として設計されたものについては、規制の対象とする。）

チ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条に規定する「医薬品」、「医薬部外品」又は「化粧品」であるもの（入浴剤に内蔵される人形のように、医薬部外品と同梱され、又は一体として販売されるものは、それだけでは医薬部外品とはみなさない。医薬部外品を除いた部分が出生後36月未満の乳幼児の遊戯に使用することを目的として設計されたものについては、規制の対象とする。）

リ 花火、雷管

（トの例）お菓子コーナーに売られているフィギュア



- フィギュア部分は玩具として規制の対象（除外①「チ」により、フィギュアは出生後36月未満の乳幼児が使用することを目的として設計されたもののみ規制対象）
- 菓子部分は除外②「ト」により規制対象外

（トの例）宝石部分がキャンディでできた指輪のおもちゃ



- 指輪部分は玩具として規制の対象（除外③「ヘ」による）
- キャンディ部分は除外②「ト」により規制対象外

（チの例）ミニカーが内包された入浴剤



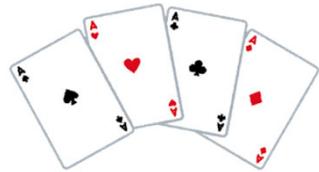
- ミニカー部分は玩具として規制の対象（除外①「チ」により、ミニカーは出生後36月未満の乳幼児が使用することを目的として設計されたもののみ規制対象）
- 入浴剤部分は除外②「チ」により規制対象外

# 除外③：使用目的、構造等から規制の対象としないもの(1/3)

イ 書籍、雑誌、カードその他文字若しくは絵図等により情報を伝達する、又は知識を習得させるもの（布、木材等の素材により触感を楽しませるもの、電子的にディスプレイに文字若しくは絵図等を表示するもの又は音響装置その他の機構を有するものは、これに当たらない。）

## 〈規制対象としない〉

- 紙でできた仕掛け絵本、一般的なトレーディングカード



## 〈イに当たらない〉

- 本として販売していても、触感や音を楽しませる機能が付随（例）フェルト等の布で作られたもの、小部品やマグネットを含むもの、ボタンを押すと光るもの、ボタンを押すと音楽が流れるもの
- 木製や布製のカード

ロ 鉛筆、消しゴム、画用紙その他文字若しくは絵図等を描く、若しくは消すことにより情報を記録すること、又はこれを補助するもの（単純な紙製のぬり絵、折紙等は規制の対象としない。ただし、文房具として販売されるものであっても、当該文房具として認められる十分な機能がないものは、これに当たらない。）

## 〈規制対象としない〉

- 塗り絵、折り紙
- 遊び要素のある消しゴム（※香り付きやキャラクターのイラスト付きなどの性質を持つものであっても、消しゴムとしての機能が認められるものは規制対象外）
- マスコット付きボールペン（複合品「ロ」のとおり、デザインの一環としてマスコットが付されているだけの場合は規制対象外）

## 〈ロに当たらない〉

- 消しゴムでできたフィギュアのうち、消しゴムとしての機能が認められないもの
- 水で描いて消せるおえかき製品
- 磁石タイプのお絵かきボード

## 除外③：使用目的、構造等から規制の対象としないもの(2/3)

ハ テニスラケット、サッカーボール、卓球ボール、ゴルフボールその他スポーツ競技のために使用するもの（プラスチック製のバッドその他スポーツ用具を模しているだけであって、競技用として認められる十分な機能がないものは、これに当たらない。）

ニ ピアノ、バイオリンその他音楽を演奏するために使用するもの（楽器を模しているだけであって、音楽の演奏用として認められる十分な機能がないものは、これに当たらない。）

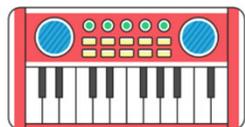
ホ （後述）

### 〈規制対象としない〉

- 競技のために使用されるスポーツ用具



- 音楽を演奏するための楽器であるもの



### 〈ハに当たらない〉

- スポーツ競技に使用するための十分な機能がないスポーツ用具を模した製品  
（例）玩具店に陳列される遊戯用のラケットとスポンジでできたボール



### 〈二に当たらない〉

- 演奏に使用するための十分な機能がない、又は、演奏用には不要な機能が附属する楽器を模した製品  
（例）玩具店に陳列される遊戯用のプラスチック製の小さな太鼓、鍵盤のライトアップ機能やマイクを模した遊具が附属するピアノ、動物の鳴き声等が電子的に流れる仕掛けのあるギター

## 除外③：使用目的、構造等から規制の対象としないもの(3/3)

ハ 宝石や貴金属等が用いられているジュエリー又は礼装用の装身具（礼装用等に該当しない指輪、ネックレス、髪飾り等は、これに当たらない。）

ト 靴、帽子、マフラーその他衣類（実用的な用途よりもむしろ行事、イベント等において仮装して遊ぶことを目的として設計されたコスチュームであって、出生後36月未満の乳幼児の使用を目的として設計されたものは、規制の対象とする。）

### 〈規制対象としない〉

- 礼装用の装身具（お宮参り用の着物、髪飾り等）
- キャラクターになりきるようなデザインであるパジャマ

### 〈規制対象とする〉

- 実用的な用途よりもむしろ、仮装して遊ぶことを目的として設計されたコスチュームであって、出生後36月未満向け  
（例）パーティーグッズとして出生後36月未満を対象に販売されているドレス、アクセサリ

ホ 椅子、机その他家具として使用するもの（家具を模しているだけであって、家具として認められる十分な機能がないものは、これに当たらない。）

チ キッチン用品、装飾用品、インテリア雑貨その他居住のために用いられる生活雑貨

リ インテリア、その他室内外を装飾するもの（壁掛けに適した形状であるなど、飾ることを目的としていることが明らかであるものに限る。）

### 〈規制対象としない〉

- 室内外の飾り用であり、遊戯用ではないもの  
（例）風鈴、クリスマスツリー、キャラクターの形を模したルームライト
- デザインの一環としてマスコットが付されているだけの食器、家具  
（複合品「ロ」）  
（例）マスコット付きの食器、動物の形を模した椅子

### 〈チに当たらない〉

- 製品本来の用途よりもむしろ、遊戯用として設計されたもの  
（例）色鮮やかでインテリアにもなる積み木

# 乳幼児用玩具（3歳未満向け玩具）の型式区分

- 事業届出にあたっては、氏名又は名称及び住所等に加え、型式の区分を届け出ることが必要となる。

## <乳幼児用玩具の型式区分（技術基準省令別表第2）>

特定製品の区分	型式の区分	
	要素	材質等の区分
乳幼児用玩具	種類	(1)主として触るもの
		(2)主として体を支えるもの
		(3)その他のもの
	可動部・駆動部・発射体	(1)含むもの
		(2)その他のもの
	磁石・磁性部品	(1)含むもの
		(2)その他のもの
	音を発する構造	(1)含むもの
		(2)その他のもの
	熱源	(1)含むもの
		(2)その他のもの

# 乳幼児用玩具（3歳未満向け玩具）の技術基準

- 乳幼児用玩具の技術基準は、技術基準省令において以下のとおり規定。
- ISO, EN, ASTMといった国際規格に整合していれば技術基準適合とみなす旨を解釈通達で提示。

## <乳幼児用玩具の技術基準（技術基準省令別表第1）>

- 1 使用中に受ける応力に耐える機械的強度及び安定性を有すること。
- 2 乳幼児が触れるおそれのある縁、突起、ひも、ケーブル又は締め付ける器具は、接触による身体上の損傷のおそれがないこと。
- 3 可動部分を有する玩具は、使用に伴い、身体上の損傷のおそれがないこと。
- 4(1) 頸部を圧迫するおそれがないこと。
  - (2) 口及び鼻を覆うことによる窒息のおそれがないこと。
  - (3) 口、咽頭及び気道を閉塞することによる窒息のおそれがない大きさであること。
  - (4) 飲み込んだり、吸い込んだりしない大きさであること。
  - (5) 玩具の容器包装は、口及び鼻を覆うことによる窒息のおそれがないこと。
- 5 乳幼児がその中に入ることができる玩具は、閉じ込められた際、その乳幼児が容易に中から脱出できる手段を有すること。
- 6 発射体の形状及び構成並びに玩具の運動エネルギーは、乳幼児の生命又は身体に危害を及ぼさないものであること。
- 7(1) 玩具の表面は、乳幼児の生命又は身体に危害を及ぼさない温度であること。
  - (2) 玩具に内包する液体又は気体は、玩具から放出された際、乳幼児の生命又は身体に危害を及ぼさない温度及び圧力であること。
- 8 音を発する玩具は、最大音量であつても乳幼児の聴力を損ねないこと。
- 9 燃焼しにくい材料又は構造のものであること。
- 10 届出事業者の氏名又は名称が表面の見やすい箇所に容易に消えない方法により表示されていること。ただし、容器包装の表面の見やすい箇所（製品の表面及び容器包装の表面に表示することが困難なものにあつては、附属する取扱説明書の見やすい箇所）に容易に消えない方法で表示する場合は、これを省略することができ、届出事業者の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。

## <国際規格への整合（解釈通達別表）>

以下の規格に適合する製品は、技術上の基準に適合する。

**ISO8124-1:2022及びISO8124-2:2023、EN71-1:2014+A1:2018及びEN71-2:2020又はASTM F963-23（4.1、4.2、4.5から4.19、4.21から4.28及び4.30から4.41に限る。）**

なお、技術上の基準を満たす解釈は、これに限定されるものではなく、十分な技術的根拠があれば技術上の基準に適合していると判断し得るものである。

# 乳幼児用玩具（3歳未満向け玩具）の使用年齢基準

- 乳幼児用玩具には、使用年齢基準に沿った対象年齢を定める必要がある。

## <使用年齢基準（技術基準省令別表第1の2）>

一 使用に適した年齢は、合理的な根拠に基づくものであること。

- 子供の**身体的・精神的発達**の程度、**興味・関心**の程度及び**行動様式**に応じて製品の**対象年齢**が適切に設定されていること。
- 事業者がISO/TR8124-8:2024, N°11 GUIDANCE DOCUMENT ON TOYS INTENDED FOR CHILDREN UNDER 36 MONTHS OF AGE OR OF 36 MONTHS AND OVER 又は ASTM F963-23Annex A1などの対象年齢に関するガイドラインに沿って対象年齢を設定している場合は、合理的な根拠に基づくものとして説明することができる。

二 使用に適した年齢は、届出に係る型式の特定製品に係る広告において意図されている使用に適した年齢に矛盾しないこと。

- **広告（製品の容器包装における表示を含む。紙、電子等の媒体は問わない。）**から一般消費者が通常、認識し、又は推定する製品の**対象年齢**と、**製品の対象年齢**に**矛盾が生じない**ことをいう。  
（例）製品の容器包装に、当該製品で遊んでいる赤ちゃんの写真が掲載されているにもかかわらず、当該製品の対象年齢を3歳以上などとして販売している場合。3歳未満から使用できることを説明書に明記している場合。

三 使用に適した年齢の下限は、類似する他の製品に設定された使用に適した年齢の下限を上回らないこと。

- 製品の製造事業者又は輸入事業者が設定する当該製品の**対象年齢の最低年齢**が、**機能、寸法その他の特徴が類似する他の製品に設定された対象年齢の最低年齢**を上回らないことをいう。  
（例）類似製品が複数事業者から販売されているが、ある事業者のみ著しく高い対象年齢を設定している場合。

四 使用に適した年齢の下限は、子供用特定製品の**機能、寸法その他の特徴から、一般消費者が合理的に推測できる年齢の下限**を上回らないこと。

- 製品の製造事業者又は輸入事業者が設定する当該製品の**対象年齢の最低年齢**が、特別な知識等を必要とすることなく、**一般消費者が、自らの経験を踏まえ、当該製品の機能、寸法その他の特徴から、容易に推測できる製品の対象年齢の最低年齢**を上回らないことをいう。

# 乳幼児用玩具（3歳未満向け玩具）の警告表示

- 使用年齢基準に沿って定めた対象年齢、保護者が見守る旨等の注意表示を実施すること。
- 対象年齢の表示は、日本の一般消費者が容易に理解できる方法（日本語）で表示すること。  
 (可)「対象年齢 1 歳～」「2 歳未満の子供には与えないで下さい」  
 (不可)「1 +」「For Children Ages 1-3 years」など、数字・記号、図形又は外国語のみからなる表示
- 「表示すべき文言」欄に記載されている文言は、文意が変わらない範囲において表現を変更することができる。

## < 3 歳未満向け玩具の注意表示（技術基準省令別表第 2 の 2） >

対象の区分	表示すべき文言
<b>全てのもの</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 <b>使用に適した年齢</b> <span style="color: red;">（※補足：使用年齢基準に沿って定めた対象年齢）</span></li> <li>二 <b>保護者が見守る旨</b></li> </ul>
水の中で使用することを意図した玩具	乳幼児が立つことができる深さの水の中で使用する旨
ゴム製の風船	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 膨らんでいない風船や破れた風船を吸い込まないようにする旨</li> <li>二 膨らんでいない風船は乳幼児の手の届かないところに保管する旨</li> <li>三 破れた風船は速やかに廃棄する旨</li> </ul>
出生後十八月以上の乳幼児が使用することを意図したもの（引つ張り玩具を除く。）であつて、長さが 300 ミリメートルを超える乳幼児に絡まる可能性のないひもを含むもの	ひもで頸部を圧迫する可能性があり、出生後十八月未満の乳幼児に使わせない旨
出生後十八月以上の乳幼児が使用することを意図したものであつて、長さが 220 ミリメートルを超え、300 ミリメートル以下の乳幼児に絡まる可能性のあるひもを含むもの	ひもで頸部を圧迫する可能性があり、出生後十八月未満の乳幼児に使わせない旨
出生後十八月以上の乳幼児が使用することを意図したものであつて、長さが 300 ミリメートルを超える電線を含むもの	電線で頸部を圧迫する可能性があり、乱暴な使用をしない旨
揺りかご、ベッド又は乳母車に張り渡すよう意図されたもの	つりひもなどにかからまつて負傷することがないように、乳幼児が周囲を手でつかむことにより立ち上がることができるようになったら玩具を取り外す旨
揺りかご、ベッド若しくは乳母車に取り付けること又は壁若しくは天井からベッドの上に吊り下げることが意図したものであつて、乳幼児に絡まる可能性のあるひもを含むもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 ひもが乳幼児の手の届かない範囲にあるよう固定する旨</li> <li>二 つりひもなどに絡まつて負傷することがないように、乳幼児が周囲を手でつかむことにより立ち上がることができるようになったら取り外す旨</li> </ul>
ヘルメット、帽子、ゴーグル等の保護具を模したもの	保護機能がない旨

# 乳幼児用玩具（3歳未満向け玩具）の表示の方法

- 乳幼児用玩具の必要な表示（子供PSCマーク・警告表示）は、製品の表面又は容器包装の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示する。
- 製品の表面又は容器包装の表面の、いずれにも表示することが困難なものについては、附属する取扱説明書の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示する。

## < 3歳未満向け玩具の表示の方法（技術基準省令別表第5） >

乳幼児用玩具の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。ただし、容器包装の表面の見やすい箇所（乳幼児用玩具の表面及び容器包装の表面に表示することが困難なものにあつては、附属する取扱説明書の見やすい箇所）に容易に消えない方法で表示する場合は、これを省略することができる。

※容器包装とは、製品を入れ、又は包むためだけに提供され、そこに対象年齢等を表示することについて製品との関連性が高いものをいう。  
他の製品を入れるためにも使用されるものであるマイバッグ、プレゼント用の包み紙、封筒等はその製品の容器包装に当たらない。

- それぞれの表示を必ずしも近接させる必要はなく、**製品本体に子供PSCマーク、容器包装に警告表示を表示することも可能。**
- 製品の購入前にも一般消費者が表示を確認できるようにすることが望ましく、**製品本体に表示する場合は、容器包装、売り場での商品の説明等にも重複して表示を行うなど、一般消費者に対する分かりやすい情報の発信を行うことが望ましい。**
- 店頭販売に限らず、インターネットを通じたオンライン取引、カタログ販売その他の**一般消費者が購入時に製品を直接手に取って確認できない方法で購入する場合についても、一般消費者が表示を確認できるようにすることが望ましい。**
- ぬいぐるみ等に縫い付けてあるタグは製品本体とみなし、ひも等で製品に附属させているタグは、製品に附属する取扱説明書とみなす。



乳幼児用玩具に表示される子供PSCマーク

# よくあるご質問

＜質問＞	＜回答＞
<p>「3歳以上向け」と表示がある製品は全て規制対象外となるか。</p>	<p>「3歳以上向け」との表示があることだけをもって規制対象外となるものではありません。製品の対象年齢は、合理的な根拠、広告で意図する対象年齢、類似する他の製品の対象年齢、一般消費者が合理的に推測できる対象年齢といった要素を総合的に勘案して判断されます。</p>
<p>3歳未満の乳幼児用向けに作られていない玩具が発売後に乳幼児に遊ばれた結果、規制対象となる可能性はあるか。</p>	<p>3歳未満の乳幼児向けでない玩具は規制の対象となりません。</p>
<p>販売中(日本国外でのみ販売しているものを含む)の製品と同一の製品を(再度)販売する歳に対象年齢を3歳以上に引き上げることは違法か。</p>	<p>同一の製品について対象年齢を高く設定している場合は、設定が適切か確認させていただく可能性があります。意図的に対象年齢を引き上げている場合は、法令違反と判断される可能性があります。</p>
<p>赤ちゃんの写真を広告に使用している子供用製品は全て規制対象となるか。</p>	<p>赤ちゃんの写真を広告に使用した子供用製品が直ちに全て規制対象となるものではありませんが、製品が玩具の場合、その玩具で遊んでいる赤ちゃんの写真とともに販売すると、3歳未満の乳幼児に与えられる蓋然性が高くなるため、規制の対象になり得ます。</p>

<質問>	<回答>
対象年齢3歳以上の磁石を内蔵し、組み合わせて遊ぶプラスチック製玩具は規制対象外となると考えてよいか。	<p>3歳以上向けとして販売する場合は、対象年齢の適切な設定に関する説明を整理し、対象年齢の製品への明瞭な表示を行い、3歳未満の乳幼児向けと疑われるような紛らわしい広告や販売方法をとらないことなどが重要です。</p> <p>乳幼児用玩具に当たらない場合も、「磁石製娯楽用品」として規制の対象となる可能性があります。詳細は、施行令、技術基準省令、大きさ省令又は解釈通達等をご確認ください。</p>
子供PSCマークの表示はいつから必要か。	2025年12月25日以降に日本に輸入される製品から必要です。それ以前に輸入された製品については、子供PSCマークは不要です。
「2025年12月25日以降に日本に輸入される」とはどの時点を指すのか。	日本への輸入に関する一連の手続き(通関、納品、支払等)が全て完了した時点を指します。
届出やPSCマークの取得にかかる費用はいくらか。	PSCマークは「取得」ではなく事業者において一連の義務の履行後に自ら表示いただくものです。届出に係る通信費用や郵送料以外の費用負担はありません。

＜質問＞	＜回答＞
<p>乳幼児向けおもちゃで、PSCダイヤモンドマーク(ひし形PSCマーク)の表示が必要な特別な商品はあるか。</p>	<p>PSCダイヤモンドマーク(ひし形PSCマーク)の対象は乳幼児用ベッド、携帯用レーザー応用装置(レーザーポインター)、浴槽用温水循環器(ジェットバス)、ライターの4品目です。</p> <p>携帯用レーザー応用装置を乳幼児向けとして提供する可能性は低いものと想像しますが、仮にその場合は、ひし形PSCマークに加え注意事項の表示も併せて必要となります。</p> <p>このほか、乳幼児用ベッドにおもちゃが附属する商品が考えられますが、おもちゃの取り外しが可能であれば、ベッドにひし形子供PSCマークを、おもちゃに丸子供PSCマークを表示することになります。</p> <p>ひし形PSCマークの対象製品については、国に登録された登録検査機関による検査が必要となります。</p>
<p>6歳以上14歳以下の子供向けおもちゃは、どのような要件を満たす必要がありますか？</p>	<p>ご質問の対象年齢の子供向けおもちゃは、本法の規制対象となりません。</p> <p>なお、他法令に基づく規制についてはご自身でご確認ください。</p>
<p>乳幼児用の離乳食用食器は、この管理対象製品に含まれますか？</p>	<p>食器は本法の規制対象に含まれません。</p>